

子宮頸がんワクチン副作用

杉並区が独自補償制度

T6

るようになったが、三車いすの生活だとい
月中旬から登校できず。母親(四)は「制度

ができたことは一歩前「学校に行けないならこの金額では赤字で
進だ」と評価しつつ、せめて塾へと思うが、す」と話

東京都杉並区内の中
学三年生(母)が子宮頸
がん予防ワクチンの接
種を受け重篤な副作用
が出た問題で、接種事
業を実施した区は五
日、独自に医療費を補
償する救済制度を区議
会に報告した。同ワク
チンの副作用に対して
自治体が救済制度をつ
くったケースは「報告
義務がないので把握し
ていないが、聞いたこ
とがない」(厚生労働
省)という。

区は二〇一〇年七月
から今年三月まで中学
一年生に対し費用を助
成し接種を勧める事業
を実施。同ワクチン接
種は今年四月から法定
接種となったため、法
律による被害救済と同
程度の制度とした。区
の制度では医療給付金
の額を一カ月のうち医
療を受けた日数が三日
以上で二万五千六百
円、同じく三日未満で
三万二千六百円として
いる。

任意接種による健康
被害については、独立
行政法人医薬品医療機
器総合機構の救済制度
もあるが、区は「同機
構の救済制度は医療手
当について法律の救済
範囲より狭い。区の制
度はそこを補充するも
の」と説明している。
生徒は一年一〇月
に区内の病院で接種を
受けた直後から腕の腫
れやしびれ、歩行困難
などの症状が出た。今
年一月に一時登校でき